

第4条（特命事項への報酬）

本契約第1条に定める委嘱事項意外に、甲が指定する別の特命コンサルティング業務を乙が行う場合の報酬は、本契約第3条とは別にその都度これを定める。

第5条（採用の決定と通知）

1. 甲は乙より紹介された医師の採用を決定した場合、甲は労働契約書の写しを直ちに乙に送付する。
2. 乙が紹介した医師と甲との労働契約について、労働条件の変更を行った場合、甲は乙に対して、直ちに変更内容を通知するものとする。

第6条（報酬支払いの時期及び方法）

1. 甲は乙に対し、当該医師が入職した月の末日までに、本契約に定める報酬を乙が指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。支払い方法は、月の16日以降に入職した場合は、翌月末までに支払うものとする。なお、振込に要する費用は甲の負担とする。
2. 本契約第3条2項又は同3項に基づく追加報酬については、甲は乙に対し、変更された労働条件による労働契約を締結した日が属する月の末日までに追加報酬を支払うものとする。但し、当該締結日が16日以降である場合には、翌月末までに追加報酬を支払うものとする。

第7条（返済義務）

乙が甲に紹介した医師が本人の責による解雇（但し、労働契約法 16条に違反しないものに限る）、または自己都合により退職した場合は（以下「退職等」という）、乙は本契約第3条に定めた報酬額を、次の基準で甲に返還するものとする。

- ・採用による労働契約締結後1ヶ月未満での退職等の場合 全額
- ・採用による労働契約締結後3ヶ月未満での退職等の場合 2分の1
- ・採用による労働契約締結後6ヶ月未満での退職等の場合 3分の1

第8条（直接取引における報酬の発生）

本契約の有効期間内または本契約終了後1年以内に、甲が、乙の紹介によって知り得た求職者で医師との間で労働契約を締結した場合、甲は乙より請求があり次第、直ちに乙に対して、本契約第3条に規定する報酬を支払うものとする。但し、甲が、乙の寄与なく労働契約を成立させることができたことを客観的かつ合理的に証明できた場合はこの限りではない。

第9条（機密の保持）

甲乙双方共に、本業務により知り得た業務上、営業上、人事上その他の情報を機密とし、いかなる場合においても第三者に開示もしくは提供しないものとする。また、本条は本契約の終了または契約後といえども有効とする。